
学校いじめ防止基本方針

- 1 いじめに対する基本的な認識
- 2 いじめ問題に対する校内体制
- 3 いじめの未然防止のための取り組み
- 4 いじめの早期発見の取り組み
- 5 いじめに対する措置
- 6 年間計画

1. いじめに対する基本的な認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

本校では、いじめとは基本的人権の著しい侵害であり、「いじめは人間として絶対に許されない。」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底して指導すると共に、いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという基本姿勢で日頃から取り組んでいる。

いじめ問題への具体的な取り組みについては、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識し、どの子にも起こりうるという事実を踏まえ、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むと共に、いじめが認知された場合の「迅速な対応」を的確に行うことが必要である。

犬丸小学校全教職員が、以下に示す「いじめに対する基本認識」をしっかりと持ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、一人一人の個性や能力を十分伸ばせるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

【いじめに対する基本的な認識】

①いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識すること。

・日頃から、児童が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること

②「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること。

・いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を示すこと。

・いじめている児童には、出席停止等の措置を含め、毅然とした指導をする姿勢を示すこと。

③児童一人一人大切にすること意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること。

・教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、教職員が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

④いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること。

・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

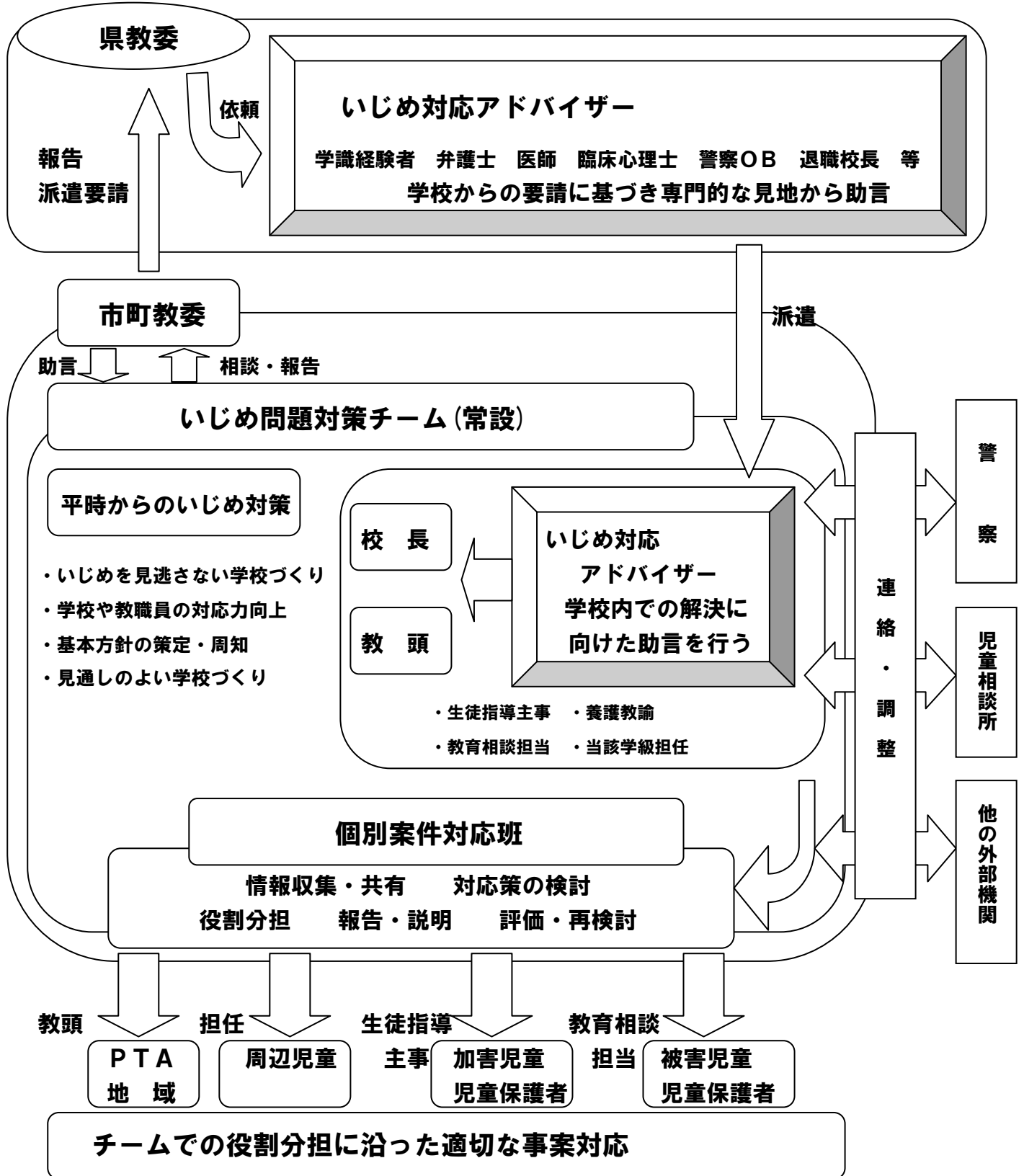
⑤定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

・児童が発するサインを見逃さないよう、児童の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること

いじめ問題に対する校内体制

犬丸小学校

校長をトップとするチームでの体制
いじめを見逃さない学校づくり 外部に開かれた見通しのよい学校づくり
→ 子どもたちが安心して学ぶことができる環境を整える



3. いじめの未然防止のための取り組み

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。このため、本校の教育活動を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うと共に、規範意識の育成に向けて努力することが必要である。

(1) 学級経営の充実

- ①児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、一人一人の良さが発揮させ、互いを認め合う学級づくりを推進する。
- ②正しい言葉遣いのできる集団づくりを目指し、「死ね」「キモイ」などの人権意識に欠けた言葉への指導を徹底する。
- ③学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を、粘り強く毅然とした態度で継続する。
- ④担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しを持って進める。

(2) 授業中における生徒指導の充実

- ①「わかる授業」「楽しい授業」を通して、児童の学び合いの充実を図る。
- ②「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。

<自己決定の場を与える>

- ・一人で調べたり、考えたりする時間を十分確保する。
- ・多様な考えを持てるよう、発問を工夫する。
- ・児童が、主体的に学べるよう個に応じた支援を進める。
- ・児童が、自分の考えを表現する場を設ける。
- ・児童が、学習を振り返り、次の学習について考えるような場を設定する。

<自己存在感を与える>

- ・名前を呼んだり、目を見て話したりするなど、児童に存在感を持たせるようにする。
- ・どんな発言や考えも受け止め、つぶやき等も積極的に取り上げていく。
- ・授業の中で、「よく考えたね。」「頑張ったね。」等の、賞賛や励ましの言葉をかける。
- ・児童の実態を把握し、授業のどの場面でどの児童を生かすか、見通しをもって指導する。

<共感的な人間関係を育成する>

- ・児童の一人一人を受け入れて褒め、児童の人間性を認め育む。
- ・友達の意見に対してうなずいたり、拍手したりするなど、反応を返すように促す。
- ・相互評価を取り入れ、お互いのよさを認め合うことができるようにする。
- ・児童の発言をつなぎながら、集団での学び合いとなるよう働きかける。

③学習規律の徹底（ベル着、持ち物等）

(3) 道徳

- ①「友情・信頼、助け合い」「思いやり・親切」「寛容・謙虚」「公正・公平、正義」等、道徳的価値の自覚を深め「いじめを許さない・いじめをしない」資質を育む道徳の時間となるよう工夫する。
- ②児童同士が互いの気持ちや考えを聞き合い、確かめ合える話し合いを充実させる。
- ③全教育活動を通じて、「生命尊重」や「個性伸長」等、自尊感情を高め、生命の大切さを学ぶ機会を設ける。

(4) 学級活動

- ①いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合う。
- ②話し合い活動を通じて、いじめにつながるような学級諸問題の解決を図る。
- ③学級内の人間関係づくりのために、構成的グループ・エンカウンター等を実施する。
- ④人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対応の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習する。

(5) 児童会が主体となった取り組み（特別活動との連携）

①あいさつ運動や縦割り活動の実施

児童会を中心としたあいさつ運動や縦割り活動に取り組み、互いを認め尊重し合う雰囲気づくりを進める。また、児童集会の場面で、上級生が下級生のお世話をしながら、互いに助け合う温かい雰囲気の学校づくりを行う。

②いじめ0キャンペーンの実施

児童会で、人権週間に合わせて「いじめ」について考え、スローガンやめあてを決めて「いじめ」防止の訴えを各学級に呼びかけ、一人一人がいじめ0に向けての行動目標を決め、全校でいじめ0に向けて取り組んでいく。

(6) 教職員の対応力向上に向けての取り組み

生徒指導部で企画運営しながら、校内研修会を充実させていく。

- いじめアドバイザー定期派遣（いじめ事例検討等）
- 生徒指導担当主事訪問
- 児童理解の会
- 特別支援に関わる研修
- 人権教育に関わる研修
- ネットトラブルに関わる研修
- 学級経営に関わる研修

等（予定）

4. いじめの早期発見の取り組み

- ①いじめは、どの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての教職員が児童の様子を見守り、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って気づいたことを共有し、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知する。
- ②「学校生活アンケート」を学期に一回実施し、児童の人間関係の悩みや問題を把握する。
- ③教職員が、日頃から児童への声かけを行い、児童が安心して相談できる環境づくりを行う。
- ④心の相談員を活用し、児童が不安や悩みを伝えやすい雰囲気を作り、相談できるようにする。
- ⑤児童が学校や家庭で発するサインについて、教職員が研修等で気づく力を高め、早期に対応できるようにすると同時に、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制づくりを行う。

○いじめられている子どものサイン

<学校での一日>

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

| 機会 | 観 察 の 視 点 (特に、変化が見られるもの) | |
|--------|--|---|
| 朝の会 | ○遅刻・欠席が増える ○表情がさえず、うつむきがちになる | ○健康観察の返事が小さい |
| 授業の開始時 | ○忘れ物が多くなる ○用具、机、椅子等が散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る | ○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を変えられている |
| 授業中 | ○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が呼ばれる | ○グループ分けで孤立することが多い ○保健室によく行くようになる |
| 休み時間 | ○一人でいることが多い ○わけもなく階段や廊下等を歩いている ○用もないのに職員室等に来る ○プロレスごっこで負けることが多い | ○集中してボールを当てられる ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く |
| 給食時間 | ○食べ物にいたづらをされる ○その子が配膳すると嫌がられる | ○嫌われるメニューの時に多く盛られる ※好きなものを友達に譲る |
| 清掃時 | ○目の前にごみを捨てられる ○最後まで一人です | ○椅子や机を誰も運ばず残される ※人の嫌がる仕事を一人です |
| 放課後 | ○衣服が汚れたり髪が乱れたりする ○急いで一人で帰宅する | ○用事がないのに学校に残る日がある ※他の子の荷物を持って歩いている |

<注意しなければいけない児童の様子>

| 様子等 | | |
|--------|--|--|
| 動作や表情 | ○活気がなく、おどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする | ○独り言を言ったり急に大声を出したりする。 ○不安な表情や視線が合わないことが多い |
| 持ち物や服装 | ○教科書等にいたづら書きされる ○持ち物、靴、傘を隠される | ○カッター等、危険なものを所持する |
| その他 | ○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写がある ○壁や掲示物等に落書きがある | ○下足箱に異物や嫌がらせの手紙等が入っている。 ○校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる。 |

5. いじめに対する措置

いじめが認知された場合には、特定の職員だけで抱え込まず、いじめ問題対策チームで協議し、被害児童を守り通すと共に、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的な配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。また、速やかに概要を市教育委員会に報告する。

(1) いじめに対する組織的対応

①いじめ問題対策チームについて

○機能・役割

- ・いじめを見逃さない学校づくりの推進
- ・学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
- ・「学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び児童・保護者、地域に対する周知
- ・家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しの良い学校」づくりの推進
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携したいじめ問題への対応
- ・いじめ問題発生時における個別案件対応班の編成と指示

②個別案件対応班について

○目的

いじめ問題に対し、学級担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで、早期解消を図る。

○構成

- ・当該児童の学級担任、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。
- ・いじめ対応アドバイザーを要請した場合には、アドバイザーを加えることもある。
- ・いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

○機能・役割

- ・情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ・具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- ・役割分担に沿った対応をする。
- ・事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- ・対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- ・対応の結果について整理し、記録に残す。

③いじめ対応アドバイザーの活用について

○目的

- ・心理や福祉の専門家、弁護士、医師。教員・警察官経験者など外部専門家の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る

○活用例

- ・平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ・いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
- ・いじめ問題に対する研修講師

(2) いじめへの対処に関する留意事項

○いじめられている児童とその保護者への対応

いじめを受けた児童から、事実関係の聞き取りを行う。その後、問題対策チームで協議の上で、家庭訪問等により、できるだけ速やかに保護者に事実関係を伝えると共に、今後の対応について情報共有を行う。その際、当該児童の不安を取り除くなどの心のケア等の対応を行う。あわせて、いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、当該児童に継続的に寄り添い支える体制づくりを行う。

○いじめている児童とその保護者への対応

いじめを行った児童から、事実関係の聞き取りを行う。いじめがあったことが確認された場合、直ちに複数の教員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取ると共に、継続的に指導を行う。またその保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めると共に、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った児童への指導に当たっては、必要に応じて、出席停止や懲戒、警察との連携による措置を含め、毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達にも配慮する。

○いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた児童に対しても、自分の問題と捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、だれかに知らせる勇気を持つよう指導する。はやしたてる等、同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

○インターネットを通じて行われているいじめへの対応

ネット上の不適切なかき込み等については、ネットパトロール等を活用して早期発見に努めると共に、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する等の措置を取る。必要に応じて、警察等との適切な連携を図る。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話のメールを利用したいじめ等への対応については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラル教育の推進を図ると共に保護者への啓発を行う。

(3) 重大事項への対処

①重大事態の意味

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当期間（目安は年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑い

②重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。

③重大事態の調査

学校が調査の主体になる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。たとえ不都合なことがあったとしても、事実にはしっかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

6. 年間計画

本校は「未然防止」と「早期発見」を二つの目的として、以下の年間計画を定める。

①基本方針

- (1) 教職員の意思疎通と保護者との連携を密にし、児童の変容にいち早く気づき、いじめの未然防止と早期発見に努める。
- (2) 分かる授業づくりや、あいさつ運動や縦割り活動を通して、豊かな人間性を高めながら、自分と異なる価値観を理解し、他者を思いやる気持ちと自尊感情や自己肯定感を育む。

②年間計画

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------------|--------------------|------------------|-----------------------|----------------------------------|-------|----------------------------------|
| 早期発見 | あいさつ運動 | あいさつ運動 | | | 家庭訪問 | あいさつ運動 |
| | 情報交換 児童理解の 会 | | いじめアン ケート① 個人面談 | 個人懇談会 児童理解の 会 | | → |
| 会議等 啓 発 | いじめ問題対 策チーム設置 | | いじめアドバイ ザー定期派遣 | | 教職員研修 | 生徒指導主事訪問 グッドマナー キャンペーン |
| 未然防止 | あいさつ運動 学級づくり | あいさつ運動 | | | | あいさつ運動 → |
| 人間関係 づくり | | 運動会に向け 縦割り班組織 | 縦割り遊び | 縦割り遊び 児童集会 にこにこフェ スティバル | 縦割り遊び | 運動会に向け た縦割り活動 (応援・競技) → |
| | ペア学年交流 | | | | | |

| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------------|-------------------|-----------------------|---------------------|--------|-----------------------|-----------------|
| 早期発見 | | | | あいさつ運動 | | |
| | 情報交換 児童理解の会 | いじめアン ケート② 個人面談 | 個人懇談会 児童理解の 会 | | いじめアン ケート③ 個人面談 | → 児童理解の 会 |
| 会議等 啓 発 | いじめアドバイ ザー定期派遣 | 教育ウィーク 保護者向け 啓発 | 人権集会 | | | |
| 未然防止 | 学級づくり | | | あいさつ運動 | | → |
| 人間関係 づくり | ペア学年交流 | | | | | → |